

細 則

(細則の目的)

第1条 この細則は正会員並びに平日会員A及び平日会員Bに関するオークメントゴルフクラブ会則（以下会則という）の施行について定めたものである。

(領収書)

第2条 入会に当たって支払われる入会金（名義登録料）又は名義書換料に対しては「領収書」を発行する。これらは原則として再発行をしない。

(年会費・名義登録料又は名義書換料その他の料金)

第3条 会則第14条による年会費、名義登録料又は名義書換料その他の料金は表（1）（2）のとおりとする。ただし、経済情勢その他の変化により料金の改訂をすることができる。

表（1）

会員種別	正会員 (個人・法人)	正会員 無記名 利用制度	正会員 特別無記名 利用制度	平日会員A (個人・法人)	平日会員B (個人・法人)	平日会員A 無記名 利用制度	平日会員A 特別無記名 利用制度	ゲスト (季節料金の 設定有り)	
入会金	550,000円	550,000円	—	275,000円	220,000円	275,000円	—	—	
年会費	預託金会員	66,000円	—	—	—	—	—	—	
	株式会員	49,500円	49,500円	—	24,750円	12,375円	24,750円	—	
	名誉会員	11,000円	—	—	5,500円	5,500円	—	—	
グリーン フィー	平日	1,650円	3,300円	4,400円	1,650円	1,650円	3,300円	4,400円	8,800円
	土	1,650円	6,600円	8,250円	1,650円	ゲスト料金	6,600円	8,250円	15,400円
	日	1,650円	6,600円	8,250円	ゲスト料金	ゲスト料金	ゲスト料金	ゲスト料金	15,400円
	祝	1,650円	6,600円	8,250円	1,650円	1,650円	6,600円	8,250円	15,400円
キャディ・フィ(1R1人当り)	1組4名の場合3,300円、3名の場合4,400円、2名の場合6,600円								
カート・フィ(1R1人当り)	1組4名の場合2,200円、3名の場合2,860円、2名の場合4,400円								
諸経費	1,650円								
ロッカー・フィ	無料	無料	330円	無料	無料	無料	330円	330円	
キャンセル・フィ (プレー日5日前より)	1,000円 (土・日・祝のみ)	2,000円	2,000円	土・祝1,000円 日2,000円	祝1,000円 土・日2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	
ゴルフ場利用税	ゴルフ場利用税は奈良県桜井県税事務所の定めによる								

- ① 特別無記名利用制度は、株式転換に伴う分割に限る。
- ② 18歳未満、70歳以上及びその他、税務当局の規定に定める対象者は、利用税が非課税となります。
- ③ 年会費改訂日は、平成23年1月1日とする。

表（2）

	正会員 (個人・法人)	正会員 無記名利用制度分	平日会員A (個人・法人)	平日会員B (個人・法人)	平日会員A 無記名利用制度分
第三者へ譲渡	550,000円	550,000円	275,000円	220,000円	275,000円
その他名変	相続・同一法人内 登録人変更 110,000円	記名式⇒無記名式 無記名式⇒記名式 110,000円	相続・同一法人内 登録人変更 110,000円	相続・同一法人内 登録人変更 110,000円	記名式⇒無記名式 無記名式⇒記名式 110,000円

代行登録者制度

第4条 代行登録者とは、正会員及び平日会員の指名と理事会の承認を得て、会員本人の名義を変えることなく、代行者として登録された正会員及び平日会員である。プレー権は完全に原会員から代行登録者へ移る。

- ① 行登録料：1回 110,000円
- ② 年会費は代行者に請求する。
- ③ 代行登録者が取消された場合は、その権利義務は自動的に原会員に戻る。
- ④ 原会員が会員権を譲渡、相続、贈与等により退会した場合、代行登録者は自動的に消滅する。
- ⑤ 代行登録者の行為については全て原会員が責任を負う。

(年会費の前納)

第5条 会員は年会費を毎年1月にその年の1月から12月までの1年分を会社に前納するものとする。なお、年会費等を銀行振込によって支払われた場合、会社は原則として領収書の発行をしない。

(各種委員会)

第6条 会則第22条により本クラブに次の委員会を置く。

・グリーン委員会	・フェロウシップ委員会	・ハンディキャップ委員会
・コンペティション委員会	・ハウス委員会	・キャディ委員会

(執行理事会及び委員会の招集と議事処理)

第7条 1. 執行理事会は理事長が必要に応じて招集し、その議長となる。理事長に支障ある場合は常務理事が代行する。
2. 委員会は委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。委員会の審議決定事項のうち重要事項に関しては委員長より執行理事会に報告して、その承認を得るものとする。

(競技)

第8条 本クラブの競技は、日本ゴルフ協会規則及び別に定めるクラブ競技規則に準拠して行なう。

(会員のゲスト同伴)

第9条 会員はゲストを同伴することができる。

(同伴ゲストに対する責任)

第10条 ゲストを同伴した会員はゲストが本クラブの利用に要した費用その他一切の行為について責任を負うものとする。

(ゲストの制限)

第11条 会社は所定の日に限りゲストの入場制限又は禁止をすることができる。

(休日)

第12条 ゴルフ場の休日は次のとおりとする。
① クラブの定休日は毎週月曜日とする。ただし特別営業をする場合がある。
② 月曜日が祝日と重なった場合はその翌日を休日とする場合がある。
③ その他の休日は1月1日及びクラブが定める日とする。
ただし、会社が必要と認めるときは、これらを変更することができる。

(臨時休業)

第13条 会社は、コース保全のためまたはその他の事情やむを得ないと認めるときは、臨時休場またはコースの一部使用を中止させることができる。

(第三者営業行為の制限)

第14条 会社及び会社が正式に承認した者以外の者が、ゴルフ場内において営業行為、広告掲示等をしようとする場合は、たとえそれが臨時のものであっても事前に会社の許可を要する。

(事故免責)

第15条 会社及び本クラブが善良な管理者としての注意をしたにもかかわらず、万一会員又はゲストの所有物の破損もしくは紛失等の事故が生じた場合その責に任じない。

(従業員に対する金品供与禁止)

第16条 会員またはゲストはゴルフ場従業員に対し、直接心付け金品を与えてはならない。

(注意事項)

第17条 1. ゴルフ場内に愛玩用動物等を連行してはならない。
2. 来場に際しては、一般的なスーツ又はプレーヤーを着用のこと。但し、酷暑期間（6月1日～9月30日）は除く。
3. プレーに際しては、危険防止のためにも、必ず帽子を着用のこと。
4. コース及びクラブハウス内での携帯電話の利用は原則として禁止する。
5. ゴルフシューズはソフトスパイク使用を原則とする。

(会員及びゲストの記帳義務)

第18条 会員またはゲストは、プレーのためクラブハウスに到着した場合は必ず備え付の署名簿に記帳するものとする。

(細則の改正及び疑義措置)

第19条 この細則を改正する場合は、会則第21条の手続きを経て行うものとする。この細則に疑義が生じた場合は、理事長が理事会に諮ったうえ会社と協議して解釈を統一する。

(附則)

1. この細則は平成2年11月14日より実施。
2. この細則は平成11年5月7日付にて一部改訂。
3. この細則は平成12年5月8日付にて一部改訂。
4. この細則は平成13年6月16日付にて一部改訂。
5. この細則は平成15年4月6日付にて一部改訂。
6. この細則は平成16年5月14日付にて一部改訂。
7. この細則は平成18年5月28日付にて一部改訂。
8. この細則は平成20年5月18日付にて一部改訂。
9. この細則は平成22年8月1日付にて一部改訂。
10. この細則は平成26年4月1日付にて一部改訂。
11. この細則は平成26年11月29日付にて一部改訂。
12. この細則は平成27年6月6日付にて一部改訂。
13. この細則は平成30年6月2日付にて一部改訂。
14. この細則は平成30年12月31日付にて一部改訂。
15. この細則は令和元年10月1日付にて一部改訂。